

大門・本町通りの沿道における建築物等のルール その2：まちづくり協定

沿道地区

地区計画で定めたルールに加えて、色彩やフェンス等の詳細、並びに細街路の幅員確保については、次のようなルールを遵守する必要があります。

1 基調色

- 基調色は、グレー系、茶系もしくはグリーン系としてください。

グレー系 グリーン系 茶系 グレー系 グリーン系

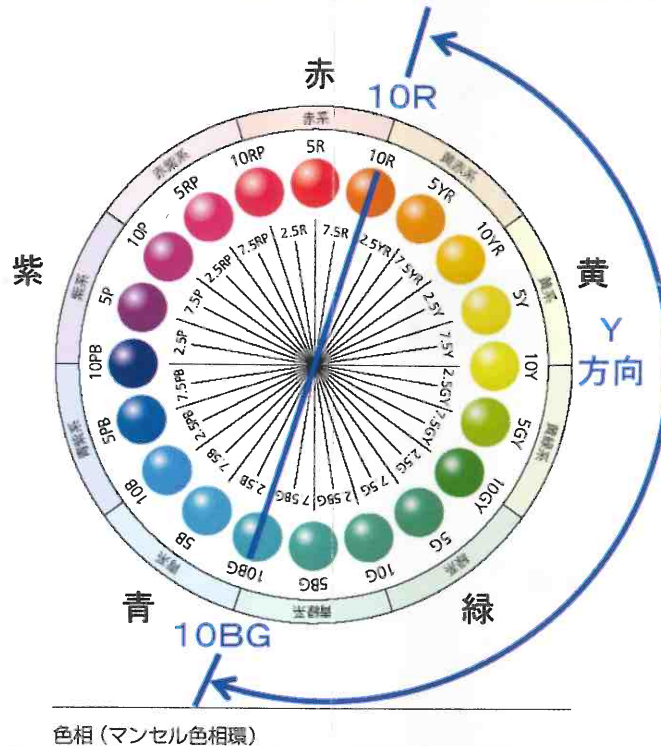


グレー系 茶系 茶系 茶系 茶系 グリーン系 グレー系



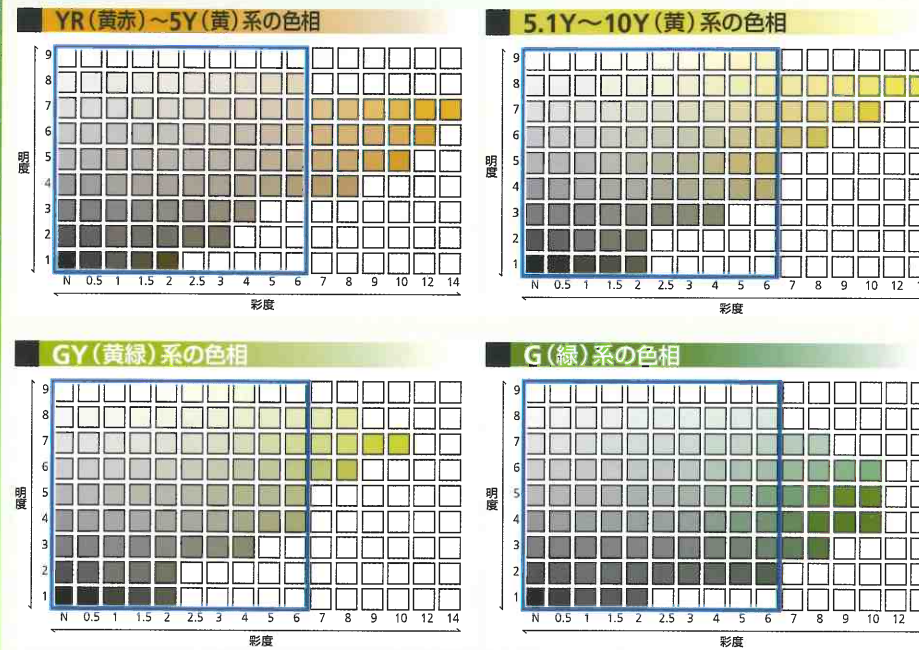
2 色相 (色合いの違い)

- 色相は10RからY方向に10BGまでの範囲としてください。



3 彩度 (鮮やかさの違い)

- 彩度 (あざやかさ) は6以下を目安とし、落ち着いたものとしてください。



4 色彩の組み合わせ

- 色彩の組み合わせはトーンを揃え調和を図ってください。



5 フェンス等

- 色塀又は柵等は高さ1m以上とし、視界遮へい率は50%以上としてください。



6 細街路の幅員確保

- 区域内で細街路の幅員が4mを下回る箇所では、緊急車両の通行確保をはかるため、地区が一体となって、電柱位置の改善や側溝の改良による有効幅員の拡大に努めてください。



- 側溝の改良に向けた検討を行っていく責務
⇒ それでも4mに満たない場合はセットバック等の検討が必要です



- 電柱位置の改善に向けた検討を行っていく責務